

決 議

医薬品卸を取り巻く環境は大きく変化しており、医薬品卸の役割・責務を全うするためにはさまざまな課題への対応が求められている。

昨年4月に、国主導の「流通改善ガイドライン」が適用されたことを受け、医薬品卸の積極的な取り組み等により、単品単価契約率の改善など、一定の成果を上げることができたが、流通改善はまだ道半ばである。

本年10月に予定されている消費税引上げに伴う薬価改定では、国民の医療に支障を生ずることのないよう、医療現場の負担や円滑な流通の確保に十分留意した適切な対応が求められている。また、来年度は2年に一度の薬価の通常改定、2021年度には初年度となる中間年の薬価改定への対応など、医薬品卸業界として適時・適切な対応が求められている。

さらに、昨年度に公表された「販売情報提供活動ガイドライン」や医薬品医療機器等法の一部改正への対応など、医薬品の安定供給が維持できるよう、コンプライアンス意識をより強く持った適正な医薬品の管理が求められている。

大衆薬については、セルフメディケーションの更なる推進を図り、セルフケア関連商品の流通の効率化・適正化を図ることが求められている。

2020年10月には、IFPW 東京総会が開催される。同総会では、世界に先駆けて少子高齢化が進むこの国において、医薬品の安定供給を通じて全ての患者が適切な医療を受けられるよう取り組んでいる日本の医薬品卸の姿を世界にお伝えできる絶好の機会と捉え、積極的なプロモーションを進めていく。

このような状況を踏まえ、常に変化に対応していく柔軟な発想と姿勢で臨むとともに、自然災害・パンデミック時を含め、いついかなる状況においても、医薬品卸は医薬品を安全かつ安定的に供給し、医薬品情報の提供を行うなど、国民から理解を得つつ主体性を持って、国民の健やかな暮らしに貢献していかなければならない。

当連合会は、令和という新時代の通常総会に当たり、会員総意の下、次のとおり決議する。

1. 医薬品卸が流通改善に積極的に取り組んだ結果、単品単価契約率や過大な値引き交渉の是正等、一定の改善がみられた。本年度も引続き、流通改善が後退することのないよう、決意を持って取り組む。
2. 消費税引上げに伴う薬価改定については、消費税表示カルテルを徹底するとともに、円滑で強固な医薬品流通を確保するため、遺漏なく適切に対応する。また、2021年度の間年間の薬価改定を見据え、医薬品流通関係者等との連携を強化しながら、医薬品流通に支障が生じないよう対応する。
3. 販売情報提供活動ガイドライン及び医薬品医療機器等法の一部改正については、医薬品卸業界として円滑な流通の確保に十分留意しつつ、コンプライアンス遵守の徹底に努める。
4. 2020年のIFPW東京総会に向け、日本らしさを存分に活かし、日本の医薬品卸の機能と特徴を世界に発信し、IFPW東京総会が有意義かつ闊達な意見交換の場となるよう、全力で準備を進める。

2019年（令和元年）5月23日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会